

平成25年第3回(9月)

篠栗町議会定例会

9月20日(採決)

平成25年 第3回 定例会 会議録

日時 平成25年9月20日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	村瀬 敬太郎	2番	飯田 浩二	3番	今長谷 武和
4番	横山 久義	5番	大楠 英志	6番	草場 謙次
7番	阿部 寛治	8番	松田 國守	9番	今泉 正敏
10番	阿高 紀幸	11番	後藤 百合子	12番	荒牧 泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三浦 正	副 町 長	城戸 清壽
教 育 長	郡嶋 正弘	総 務 課 長	大塚 哲雄
財 政 課 長	村嶋 茂則	会 計 課 長	藤 佳光
まちづくり課長	松田 秀幹	税 務 課 長	吉村 英治
住 民 課 長	城戸 安行	健 康 課 長	黒瀬 英三
福祉環境課長	安河内 正邦	こども育成課長	松尾 耕志
栗の子保育園長	宮石 満	産業観光課長	三明 祐治
都市整備課長	藤 博文	上下水道課長	石内 清之
学校教育課長	佐伯 和久	社会教育課長	阿部 正博

出席した議会事務局職員

局 長	清原 眞也	主 事	高濱 守央
-----	-------	-----	-------

開会 午前10時00分

○議長（今泉正敏君） おはようございます。

本日は全員出席で、開議は成立いたします。

本日の日程に入ります前に、9月11日に行いました一般質問において、質問内容を精査するため、最終日まで時間をいただいておりますので、その報告をさせていただきます。

発言内容を慎重に検討し、字句等の訂正を行っております。

御協力ありがとうございました。

以上、一般質問の内容についての報告といたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付の議事日程のとおりでございます。

また、議員提案で発議案が2件と意見書案が2件提出されましたので、本日の議題といたします。

これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1、議案第39号、篠栗町子ども・子育て支援会議条例の制定についてを議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員長（後藤百合子君） おはようございます。御報告いたします。

#### 議案第39号

##### 篠栗町子ども・子育て支援会議条例の制定について

本議案は、子ども・子育て支援法が平成24年8月22日に公布され、平成25年4月1日から一部施行されたことに伴う篠栗町子ども・子育て支援会議の設置に関し、必要な事項を定める条例の制定について議会の議決を求められたものであります。

子ども・子育て支援法は、1人1人の子供が健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として、子ども・子育て支援給付を含めて、子供並びに子供を養育している者に必要な支援を行うよう定められています。特に市町村には、同法第77条第1項により、合議制機関を設置することが努力義務とされています。

条例案は、同法に基づき篠栗町子ども・子育て支援会議に関する設置、組織体制、会議、委任等について定めています。

なお、本条例は、平成25年10月1日から施行され、施行後及び任期満了後、最初に行われる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長が招集するとされています。

委員から、次世代育成支援対策地域協議会を継続して開かれるのか、という質疑があり、現在の協議会は平成17年度から10年間の時限立法であり、26年度に終了するため、それにかわる会議であるとの回答がありました。また、子ども・子育て発足後における住民ニーズ調査の対象範囲はとの質疑があり、小学生以下の子供を持つ親を対象にランダムに調査するとの回答がありました。また、できるだけ早期に調査を実施するようとの意見がありました。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしました。

終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第39号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第40号、篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員長（松田國守君） おはようございます。報告いたします。

議案第40号

篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について

本議案は、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されたことに関連し、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部

を改正する省令が平成25年6月12日にそれぞれ公布されたことに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容の一つ目は、金融所得課税の一体化であります。

これは、成長による富の創出に向けた税制措置の一環として家計の安定的な資産形成を支援するため、従来の仕組みを拡充し、今まで損益通算は、上場株式の配当等及び譲渡損益の間でのみ認められていましたが、今回の改正により特定公社債の利子等及び譲渡損益まで損益通算範囲を拡大することとなったものです。

二つ目の改正の内容としては、個人住民税の年金特別徴収制度の見直しであります。

これは、年間の徴収税額を平準化するため、仮徴収税額を前年度の年税額の2分の1に相当する額とするものであります。

なお、この条例は、平成28年1月1日から施行するものであります。

ただし、年金徴収制度については、平成28年10月1日から施行するものです。当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第40号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第41号、篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員長（後藤百合子君） 御報告いたします。

## 議案第 4 1 号

篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて

本議案は、地方税法の一部を改正する法律が平成 2 5 年 3 月 3 0 日に公布されたことにより、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成 2 5 年 6 月 1 2 日にそれぞれ公布されたことに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものです。

改正の主な内容は、特定公社債等利子所得が新たに申告分離課税の対象とされたことと、株式等に係る譲渡所得等の申告分離課税制度が、上場株式と一般株式に改組されたことに伴う規定の整備であります。

なお、本条例は平成 2 9 年 1 月 1 日から施行され、改正後の篠栗町国民健康保険税条例の規定は、平成 2 9 年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 2 8 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしました。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第 4 1 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 4 2 号、篠栗町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員長（後藤百合子君） 御報告いたします。

議案第 4 2 号

篠栗町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

本議案は、地方税法の一部を改正する法律が平成 2 5 年 3 月 3 0 日に公布され、平成 2 6 年 1 月 1 日に施行されることに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものです。

改正の主な内容は、国税の見直しに合わせ、延滞金の割合等の特例が見直され、利率が引き下げられたことに伴う規定の整備であります。

延滞金の特例として、「延滞金の年 1 4 . 6 パーセントの割合」にあつては、「特例基準割合に年 7 . 3 パーセントの割合を加算した割合」とし、「年 7 . 3 パーセントの割合」にあつては、「特例基準割合に年 1 パーセントを加算した割合」に引き下げるものであります。

なお、本条例は平成 2 6 年 1 月 1 日から施行され、改正後の篠栗町後期高齢者医療に関する条例附則第 3 条の規定は、延滞金のうち平成 2 6 年 1 月 1 日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例によります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第 4 2 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 4 3 号、篠栗町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
後藤委員長。

○文教厚生委員長（後藤百合子君） 御報告いたします。

議案第43号

篠栗町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

本議案は、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、平成26年1月1日に施行されることに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものです。

改正の主な内容は、国税の見直しに合わせ、延滞金の割合等の特例が見直され、利率が引き下げられたことに伴う規定の整備であります。

延滞金の特例として、「延滞金の年14.5パーセントの割合」にあつては、「特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合」とし、「年7.25パーセントの割合」にあつては、「特例基準割合に年1パーセントを加算した割合」に引き下げるものであります。

なお、本条例は平成26年1月1日から施行され、改正後の篠栗町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例附則第2項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお、従前の例によります。

また、本条例は都市計画事業として実施している公共下水道事業でありますので、延滞金の率としましては、「都市計画法」第75条第4項により、「年14.5パーセント」となっております。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。



本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第43号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第44号、平成24年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案は、決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
松田委員長。

○決算特別委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第44号

平成24年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度篠栗町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定を求められたものがあります。

歳入総額 111億8,828万9,687円

歳出総額 109億1,078万1,312円

歳入歳出差引額 2億7,750万8,375円

翌年度へ繰り越すべき財源は、

繰越明許費繰越額 615万7,000円

実質収支額 2億7,135万1,375円です。

詳細につきましては、決算特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。  
以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第44号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第7、議案第45号、平成24年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案も、決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
松田委員長。

○決算特別委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第45号

平成24年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の  
認定について

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定を求められたものであります。

歳入総額 29億3,516万7,729円

歳出総額 30億1,423万6,890円

歳入歳出差引額 マイナス7,906万9,161円

翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、

実質収支額 マイナス7,906万9,161円です。

詳細につきましては決算特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第45号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第8、議案第46号、平成24年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案も、決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
松田委員長。

○決算特別委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第46号

平成24年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算  
の認定について

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定を求められたものであります。

歳入総額 3億1,826万9,352円

歳出総額 3億1,629万3,482円

歳入歳出差引額 197万5,870円

翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、

実質収支額は 197万5,870円です。

詳細につきましては決算特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。  
以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第46号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第9、議案第47号、平成24年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案も、決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
松田委員長。

○決算特別委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第47号

平成24年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計歳入  
歳出決算の認定について

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定を求められたものであります。

歳入総額 9億9,303万7,770円

歳出総額 9億7,539万3,689円

歳入歳出差引額 1,764万4,081円

翌年度へ繰り越すべき財源は、

繰越明許費繰越額 956万6,550円

実質収支額は 807万7,531円です。

詳細につきましては決算特別委員会において慎重な審査がなされておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。  
以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第47号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第10、議案第48号、平成24年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

本案も、決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
松田委員長。

○決算特別委員長（松田國守君） 報告いたします。

#### 議案第48号

#### 平成24年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の 認定について

本議案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成24年度篠栗町水道事業会計決算に伴う剰余金の処分を平成24年度篠栗町水道事業剰余金処分計算書のとおり処分し、あわせて同法第30条第4項の規定により、平成24年度篠栗町水道事業会計決算について別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定を求められたものであります。

これは、「剰余金の処分について」を前年度は地方公営企業法の一部が改正されたことにより、別の議案として議会の認定を求められたものですが、「剰余金の処分は決算の認定と連結しております」ので、今年度からは、「剰余金の処分及び決算の認定」を同じ議案として議会の認定を求められたものであります。

収益的収入額（税込） 4億6,669万9,864円

収益的支出額（税込） 4億6,112万4,174円

当年度純利益（税抜） 308万6,220円

前年度繰越利益剰余金 12億9,198万7,179円

当年度未処分利益剰余金 12億9,507万3,399円

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の認定を求められた  
剰余金処分 300万円

処分後の繰越利益剰余金 12億9,207万3,399円です。

次に、

資本的収入額（税込） 0円

資本的支出額（税込） 1億4,338万8,154円

資本的収入額が資本的支出額に不足する1億4,338万8,154円は、損益勘定留保資金等で補填しております。

詳細につきまして、決算特別委員会において慎重な審査がなされておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第48号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第11、議案第49号、平成25年度篠栗町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○予算特別委員長（後藤百合子君） 御報告いたします。

議案第49号

平成25年度篠栗町一般会計補正予算（第2号）について

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ7億4,822万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ96億8,153万4,000円とするものです。

歳入の主なものにつきましては、

地方交付税のうち普通交付税9,326万7,000円を、

県支出金のうち児童福祉費補助金980万9,000円を、

繰入金のうち減債基金繰入金5億円、公共施設等整備基金繰入金8,000万円

を、

繰越金1億7,135万1,000円をそれぞれ増額補正し、

国庫支出金のうち児童福祉費委託金433万4,000円を、

町債のうち借換債（平成15年借入分）1億630万円をそれぞれ減額補正する

ものです。

歳出の主なものにつきましては、

総務費において、消防会館外壁工事等 1,050 万円の増額

農林水産業費において、青年就農給付金事業費補助金 150 万円の増額

商工費において、観光施設管理費 1,203 万 9,000 円の増額

土木費において、乙犬切通線用地購入費（残地分）854 万 1,000 円の増額、

山手一ノ瀧線改良工事に伴う用地費・移転補償費等 8,353 万 9,000 円の

増額及び河川維持補修工事（立花井堰外水門 2カ所）740 万円の増額

消防費において、粕屋南部消防本部分担金 493 万 1,000 円の増額

公債費において、償還金利子及び割引料（繰上償還）5億 8,490 万 4,000

円の増額

繰出金において、公共下水道特別会計繰出金 400 万円の減額が主な補正であります。

債務負担行為では、平成 24 年度粕屋南部消防組合分担金 99 万 5,000 円が追加されております。

地方債では、臨時経済対策事業借換債が廃止され、臨時財政対策債の起債の限度額が変更されております。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審議が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第 49 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第50号、平成25年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
後藤委員長。

○予算特別委員長（後藤百合子君） 御報告いたします。

議案第50号

平成25年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ3,752万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ32億2,625万4,000円とするものです。

補正内容は、歳入予算では、国県交付金等の額の決定によるもの、歳出予算においては、後期高齢者支援金等402万5,000円の増額や平成24年度の保険給付費等の精算に伴う償還金3,516万8,000円の増額が主なものであります。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審議がされておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。  
以上でございます。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第50号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第51号、平成25年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
後藤委員長。



○予算特別委員長（後藤百合子君） 御報告いたします。

議案第51号

平成25年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ975万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,854万3,000円とするものです。

補正内容は、平成24年度の保険料・滞納繰越額の歳入確定に伴い、歳出予算においては、後期高齢者医療広域連合納付金963万7,000円の増額が主なものであります。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審議がなされておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第51号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第52号、平成25年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。後藤委員長。

○予算特別委員長（後藤百合子君） 御報告いたします。

議案第52号

平成25年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ19万8,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ8億7,829万9,000円とするものです。

歳出の主なものは、公債費の見直しによるもので、資本費平準化債の借り入れの償還期間を30年から20年に短縮したため、元金を67万2,000円増額、利子を47万4,000円減額するものであります。

また、見積もりの結果により特別措置分の借入先を変更しており、利子の差額についても見積もりの結果であります。

歳入の主なものは、町債であります流域下水道事業債の400万円が増額されましたので、一般会計繰入金の400万円を減額し、歳出の調整として下水道使用料を19万8,000円増額しております。

地方債補正につきましては、流域下水道事業債400万円の増額です。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審議がなされておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第52号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15、選挙案第1号、糟屋郡篠栗町外1市5町財産組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

選挙案第1号を事務局長に朗読させます。

清原議会事務局長。

○議会事務局長（清原眞也君）

選挙案第1号

糟屋郡篠栗町外1市5町財産組合議会議員の選挙について

地方自治法118条並びに組合同規約第5条及び第6条第1項の規定により、組合議会議員1名の選挙を求める。

平成25年9月9日提出

篠栗町議会議長 今泉正敏

(提案理由)

平成25年10月24日をもって任期満了となるため。

以上でございます。

○議長(今泉正敏君) お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今泉正敏君) 異議なしと認めます。

したがいまして、選挙の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

なお、指名推選については、申し合わせにより議長が指名いたします。

糟屋郡篠栗町外一市5町財産組合議会議員に三浦 正氏を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました三浦 正氏を糟屋郡篠栗町外一市5町財産組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今泉正敏君) 異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま指名いたしました三浦 正氏が糟屋郡篠栗町外一市5町財産組合議会議員の当選人と決定しました。

それでは、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

ただいま当選されました糟屋郡篠栗町外一市5町財産組合議会議員の氏名、住所、生年月日を申し上げます。

氏 名 三浦 正

住 所 糟屋郡篠栗町大字尾仲38番地

生年月日 昭和29年8月21日

以上でございます。

日程第16、請願2号、「少人数学級推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願を議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
後藤委員長。

○文教厚生委員長（後藤百合子君） 御報告いたします。

請願 2 号

「少人数学級推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」を  
国の関係機関に求める意見書提出に関する請願

本請願は、篠栗町大字和田 9 1 0 - 1 7 5、一ノ瀬治茂氏より提出されたもの  
あります。

主な請願内容は以下のとおりです。

平成 2 4 年度は加配措置とはいえ、小学校 2 年生の 3 5 人以下学級が実現しまし  
た。さらに 1 2 年ぶりとなる定数改善計画において、文部科学省は平成 2 5 年度か  
らの 5 年間で中学校 3 年生までの 3 5 人以下学級を実現する方針を打ち出しました。  
その上でこの計画の実現に向け概算要求を行いました。小学校 3 年生以上の 3 5  
人以下学級化については、今後の検討課題とされました。

文部科学省が平成 2 2 年に実施した調査の結果では、「小中学校の学級規模」と  
して、保護者の 6 割以上が 2 6 人から 3 0 人の規模が望ましいという意見を挙げて  
います。このように、保護者も少人数学級を望んでいることは明らかです。

また、憲法でいう教育の機会均等とは、全国どこに住んでいても、誰もが一定基  
準の教育を受けることができるということです。三位一体改革では、義務教育費国  
庫負担制度の国負担割合は 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられ、自治体財政を圧  
迫するとともに、教育条件格差も生み出しています。

そこで、平成 2 6 年度政府の予算編成において、

1. 少人数学級を推進すること。当面、小学校 3 年生以上の 3 5 人以下学級を早期  
に実現すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持  
とともに国負担割合を 2 分の 1 に復元すること。

以上のことについて、地方自治法第 9 9 条の規定に基づき、国の関係機関に対し  
意見の提出を求められたものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて採択することに決し  
ております。

終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、採択です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(今泉正敏君) 全員賛成と認めます。

よって、請願2号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第17、意見書案1号、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書を議題といたします。

本案は、議員全員による発議ですので、直ちに採決を行います。

お諮りします。

意見書案第1号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今泉正敏君) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第18、意見書案第2号、道州制導入に断固反対する意見書を議題といたします。

本案は、全員による審議がなされておりますので、直ちに討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(今泉正敏君) 賛成多数と認めます。

よって、意見書案(第2号)号は、原案のとおり可決されました。

日程第19、発議第4号、篠栗町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

本案は、議員全員による発議ですので、直ちに採決を行います。

お諮りします。

発議第4号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今泉正敏君) 異議なしと認めます。

よって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第20、発議第5号、横山久義議員に対し反省を求める決議を議題といたします。

横山議員は、地方自治法第117条の規定により除斥されますので、退場を求めます。

(横山議員 退場)

○議長(今泉正敏君) それでは、会議規則第39条の規定により、提出者、阿高紀幸議員に説明を求めます。

阿高紀幸議員。

○10番(阿高紀幸君) 横山久義議員に対し反省を求める決議。

9月定例会の一般質問において我々議員が知ることになった横山久義議員の町職員に対する言動、明らかに政治倫理条例第3条政治倫理基準第1項、町民全体の代表者として、その品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し、不正疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと、これに抵触するものとする。

横山議員が税務課職員に対して行った税滞納者への便宜を図るような、「落としどころはないだろうか」や「延滞金を免除できないか」などの言動は、議員として地位の影響力を不正に行使したものであり、決して許されるべきではない。この言動は、税滞納者への利益誘導ともとられ、今後、町職員は議員の圧力を恐れ、公正な職務を遂行できなくなるおそれがあるとする。

また、このことは、苦しみなながらも真面目に税金を納めている町民に対し、町民全体の代表者であるべき議員としての信頼、信用を大きく失墜させるものであり、9月11日の議会全員協議会の場においても反省の姿勢を示さない横山議員は、議会議員として常識を疑わせるものである。町民の付託を受けた我々議員は、1人1人が議会の使命と議員の職責を認識し、品位ある議会運営、議員活動を実践し、二元代表制の一方の担い手として町民全体の福祉の向上と町政の活力ある発展を目指し、その実現に懸命に努力しなければならない。

横山議員の今回の言動は、篠栗町議会として看過できない重大な問題であると受けとめ、横山久義議員に対し、責任の重大性を自覚し、反省を求めるものである。

平成25年9月20日

篠 栗 町 議 会

終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいま提出者の説明が終わりました。

これより、提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論がございますので、まずは反対の討論から参ります。

反対討論がございます方。

次に、賛成討論のある方。

7番、阿部寛治議員。

○7番（阿部寛治君） 議席番号7番。阿高議員の賛成討論をいたします。

皆様もよく御存じのとおり、横山議員は、本町で町長を2期8年務められています。その経験をもとに篠栗町議会議員の誰よりも高い見識と良識、倫理観、道徳観を兼ね備え、町発展のために尽力されると期待していました。しかし、今回の税滞納者問題についての言動は決して看過できない問題であると私も考えます。

納税は国民、県民、町民の義務であります。その義務を怠った税滞納者に議員が介入することは、町民に対し公正かつ公平感が成り立ちません。

以上の理由で、阿高議員の賛成討論とします。

終わります。

○議長（今泉正敏君） 次に、反対討論がございます方。

次に、賛成討論のある方。

討論なしと認め、採決を行います。

発議第5号について、本案に賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 賛成多数と認めます。

よって、発議第5号は、原案のとおり可決されました。

横山議員の入場を許可します。

（横山久義議員 入場）

○議長（今泉正敏君） 改めて、横山議員にお伝えいたします。

発議第5号、横山久義議員に対し反省を求める決議については、ただいま賛成多数で可決されたことを報告いたします。

次に進めます。

日程第21、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

総務建設・文教厚生各常任委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

総務建設・文教厚生両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今泉正敏君) 異議なしと認めます。

よって、総務建設・文教厚生両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで、招集日に配付しておりました各常任委員会の閉会中の調査結果について、質疑等があれば受けたいと思います。

質疑はありませんか。

ないようですので、常任委員会の閉会中の調査結果についての質疑を終わります。

次に、お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今泉正敏君) 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで町長、何か発言することがありましたら、許可いたします。

三浦町長。

○町長(三浦 正君) 平成25年第3回定例会の閉会に当たり御挨拶申し上げます。

長期間にわたる審議、まことにありがとうございました。

平成24年度決算の認定や平成25年度補正予算など、上程いたしました16議案全てについて可決いただきましたことに感謝申し上げます。

第3回定例会の会期中の9月12日に私は、第24回福岡アジア文化賞授賞式に出席いたしました。



福岡は、古くから日本の窓口としてアジア諸地域との交流において重要な役割を担ってきました。このような福岡の特性を踏まえて、アジア地域のすぐれた文化の振興と相互理解及び平和に貢献するため、1990年に福岡市、学会、民間が一体となって福岡アジア文化賞が創設されたことは皆様よく御承知のことと思います。今年度の大賞は、篠栗町からも国際交流に役立てばとの思いで、毎年、寄附を続けているペシャワール会の代表、中村 哲先生に贈られました。

中村 哲先生は、パキスタンとアフガニスタンで30年にわたり、患者、弱者のための医療や開拓・かんがい設備などの民生支援の活動を続けてこられました。現地での経験に基づく深い思索と発言・著作は、異文化の理解と尊重を求め、真の平和構築を目指す知的営為として国際的に高く評価されております。先生が代表を務められているペシャワール会のホームページを開くと、一番に「誰もが押し寄せるところなら誰かが行く。誰も行かないところこそ我々は必要とされる。」の言葉が飛び込んでまいります。そうした、この言葉を読んだ誰の心をも揺さぶるような絶対的使命感のもとに、30年間、そして、これからも現地活動を続けられる先生のお姿に、感動を覚えずにはおられません。

受賞後のインタビューで、「先生の30年にわたる現地での活動を導く原動力は何か」との質問に、「私の活動の原点は二つある。義理と人情と、もう一つは人間としての心構え」と、まことに爽やかな笑顔でお答えになったことが大変印象的でありました。30年間、医者として、またフィールドワークを続けられている一人の人類学者として大変尊敬いたします。そして、今回の大賞受賞を心からお祝い申し上げます。

さて、平成24年度決算の認定を受けました。一般会計決算の総括をしますと、経常収支比率は88.0%と昨年より1.0ポイント改善いたしました。しかし、昨年も申し上げましたように、目標とする80%台半ばまでの道のりは険しいものがあります。平成25年度以降も、限られた財源を有効に、そして効率的に配分し、さらなる健全財政を目指してまいりたいと考えております。

また、0.502と糟屋地区他市町より低い財政力指数を何としても地区内平均値0.669という数字になりますが、底上げしたいとの思いを強くしております。単純計算しても、自主財源を10億円以上、継続的に上乗せできていかないと、つまりその程度の税収等の増加を見込めるような政策を打っていかないと、財政力指数はそこまで改善できません。現在進めております都市計画マスタープランの修正や篠栗町の個性を創造するための各事業の成果の積み重ねの先に結果としてついて

くるように、具体的な長期ビジョンを今後お示ししたいと考えております。

地方分権が一段と進展するこれからの時代、町の個性をいかにつくるかがこれからのまちづくりのキーポイントであるといっても過言ではありません。たびたび申し上げますが、これまで長い期間そうであったように、他の自治体がやっているとおりの護送船団方式の自治体運営が行われ、横並びこそよしとする時代は早晩終焉を迎えます。これからはいかにして個性を創造するか、そして、それに向かって考え、行動していく中に、職員も住民もいかに喜びを感じることができるかが大事なポイントであると考えております。このことを私は、今年の第3回定例会閉会挨拶の中で、21世紀型の「新しい公共」であると申し上げました。しかし、なかなかこの概念は、自分自身で話しておりながら、抽象的で難しいなと正直思っております。

そうした試行錯誤の中で見つけたヒントが、地方分権の父とも言える西尾 勝先生の近著「自治・分権再考－地方自治を志す人たちへ」の一節にございました。

「『まちづくりは、市区町村の役所・役場が行うもの』という固定観念を捨てなければならない。住民も職員も誤解しているのであるが、『まちづくりはまちぐるみで行うもの、そうでなければ決して成功しないもの』というように発想を改めるべきなのである」と書かれてあります。

本定例会諸情勢報告の中で申し上げた内容を繰り返しますが、「自治」とは、そして「まちづくり」とはと自問を繰り返し、地域の諸課題に対する自治体としての町の対応が間違った方向に踏み外さないように、地域住民の真のニーズをできるだけ迅速機敏に察知し、対応できる自治を目指して進めていく。あわせて自治体概念の限界を取り払うべく「まちづくりは町ぐるみで行ってこそ成功する」との信念を持つことの重要さをかみしめながら、町民の皆様的心里に火をつけ、そして、またそうした思いの町民の皆さんによって町職員の心に火がつき、その炎が燃え盛っていく、そうした篠栗町にしてまいりたいと改めて考えております。

先ほど議員の皆様において決議された点も含め、行政、議会が憲法の定めるところによる「全体の奉仕者である」との自覚のもとに、九州の、福岡の篠栗町ここにありとの思いで、今後とも、ともに諸課題に取り組んでいかなければならないと考えております。

これからの時代、私も議会議員の皆さんも、篠栗町のさらなる発展のためにもともに汗をかく仲間として、町民の皆様から選挙で選ばれたからには、中村 哲先生のお言葉にもあったように、「人間としての心意気」を見せようということで進めて

いこうではありませんか。今後ともよろしく願ひいたします。

これをもちまして、平成25年第3回定例会の閉会の御挨拶とさせていただきます。皆様、長期間、どうも御審議ありがとうございました。

○議長（今泉正敏君） それでは、本日の会議を閉じます。

これをもちまして、平成25年第3回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時05分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法  
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

今泉 正敏

---

篠栗町議会議員

飯田 浩二

---

篠栗町議会議員

横山 久義

---